

取 扱 基 準

名 称	地域活動補助金
補助区分	運営費補助 ☐ 事業費補助 ☒
補助金の概要	【地域活動補助】 地域コミュニティ協議会や自治会、NPOなどが行う事業に要する経費を補助する。 【設備整備補助】 自治会・町内会及びその連合組織、地域コミュニティ協議会が活動に必要な備品取得に要する経費を補助する。
目 標	数値化 ☐ 非数値化 ☒ 地域住民による自主的・主体的なまちづくり活動の取組みの促進を図り、豊かな地域社会を実現する。 ＜目標が数値でない場合の評価方法＞ 【地域活動補助】 地域課題の解決が図られたか、など。 【設備整備補助】 コミュニティ活動の活性化が図られたか、など。
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内容	【地域活動補助】 ・当該事業に直接要する経費（報償費、消耗品費、印刷製本費、賃借料等） 【設備整備補助】 コミュニティ活動に必要な設備の取得に係る経費
補助額 及びその算定方法 又は補助率	【地域活動補助】 ○通常補助 補助額：1事業につき上限20万円（コミュニティ協議会・自治会） 10万円（NPOなど） 補助率：事業の性質によって異なる。 A型事業10/10、B型事業3/4、C型事業1/2 【設備整備補助】 補助額：1事業につき上限30万円、下限10万円 補助率：1/2 ＜補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由＞ 【地域活動補助の補助額が5万円未満の理由】 有料指定袋制度実施に伴う、ごみ処理手数料収入額相当分を活用する市民還元事業であるため。また、財政基盤の弱い団体が、安定した事業展開の確保を推進するため。
開始時期	令和 6年 4月 1日
評価の時期	令和 7年 9月30日
終 期	令和 8年 3月31日 (終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 当該事業が新潟市からの補助金に基づくものである旨を表示 〔媒体〕 各団体の予算書又は決算書、会報等
担当部署	市民生活部 市民協働課 電 話 025-226-1105 (直通) e-mail : shiminkyodo@city.niigata.lg.jp